

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ジョーシン新・奈良店

所在地 奈良市杉ヶ町三番一

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 産業政策課

- (1) 各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守すること。
- (2) 奈良市開発指導要綱等に基づき本市が行う行政指導に誠実に対応すること。
- (3) (1)及び(2)に関連して、速やかに本市の関係部局への相談、協議等を開始し、連絡調整を緊密に行うこと。

2 廃棄物対策課

- (1) 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第四条第五項に基づき、当該事業者は、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する業務を行わせるため、建物ごとに廃棄物管理責任者を選任し、選任の日から十四日以内に、市長に届け出るものとする。

- (2) 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第四条第二項に基づき、当該事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、毎年一回、当該計画書を市長に提出するものとする。なお、減量計画書は、店舗竣工年度分から提出すること。なお、減量計画書の提出依頼年度において、当該建物敷地内において、事業活動が開始されていない場合は、その旨を報告すること。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和六年七月二十六日から同年八月二十六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで